

◎中学校完全給食実施に向けた検討状況について

市議会及び各検討組織等で出た意見等と「横須賀市立中学校完全給食実施方式検討に係る調査報告書」(以下、「報告書」という。)を受けて学校関係者から出た意見を、報告書の実施方式別比較表に示された項目ごとに整理しました。

1	整備概要	2 頁	11	配送時のリスク	10 頁
2	整備の実現性	2 頁	12	衛生管理等	11 頁
3	給食開始までの期間	4 頁	13	食中毒発生時の影響	12 頁
4	全校への提供時期	5 頁	14	献立、調理工程など	13 頁
5	ドライシステム	6 頁	15	食物アレルギー対策	14 頁
6	小学校への影響	7 頁	16	食育	16 頁
7	建築基準法上の用途	8 頁	17	運営の柔軟性	18 頁
8	既存遡及 (単体規定)	9 頁	18	児童生徒数の増減	19 頁
9	提供時間	9 頁	19	附帯事業	20 頁
10	適温提供	10 頁	20	その他	20 頁

* 「報告書」提出以降に出された意見等は丸数字に下線を引いています。

* 質問や意見の末尾にどの会議等で出た意見かを【 】の略称で表記しています。

【特】中学校完全給食実施等検討特別委員会 (市議会)

【推】中学校完全給食推進本部

【専】中学校完全給食推進本部専門部会

【連】中学校完全給食推進連絡協議会

【教】教育委員会定例会

* 中学校完全給食推進連絡協議会の会議の場以外で意見集約をした学校関係者の意見については、以下のとおり表記しています。

【中学校長】 中学校校長

【小学校長】 小学校校長

【養護教諭】 養護教諭

【栄養教諭等】 栄養教諭・学校栄養職員

【調理員】 学校給食調理員 (小学校)

【その他学校】 その他教職員

* 「⇒」は質問に対する会議中の回答等を記載しています。

1 整備概要

【報告書記載内容】

自校方式	中学校に給食室を新築
センター方式	給食センター1カ所または給食センター2カ所を新築
親子方式	小学校給食室 改修（13校）、増築（10校）

2 整備の実現性

【報告書記載内容】

自校方式	調査による判定結果		
		A（整備可能）	0校
		B（整備できる可能性が高い）	12校
		C（整備が困難）	10校
		D（整備が極めて困難）	1校
センター方式	建設可能な用地の確保が必要となる。（工場を建設できる用途地域の用地またはそれ以外の用途地域の用地で建築基準法第48条ただし書の許可を得ること。）		
親子方式	調査による判定結果		
		○（増築なしの改修で提供可能）	13校
		△（増築ありの改修で提供可能）	10校

【関連する意見等】

全般

- ①自校方式が最も安心安全に給食を提供できると思う。一方で、生徒数の減少傾向や統合等の動向、給食室の設置が難しい中学校の状況等もあるので、地域ごとに適切な方式を組み合わせるのが良いと思う。【連】

自校方式

- ①中学校全校に給食室を整備することは難しいと思う。仮に自校方式の場合でも親子方式との併用でないと、対応が困難であると考えている。

【専】

- ②報告書で最も衝撃的だったのは、自校方式において、各学校の配置図に

落とし込まれた給食室の候補場所の大きさだった。親子方式のように、中学校でも既存の校舎と隣接した形で増築し、少しでも教育にかかるスペースを削らないように整備できないのか。【特】

⇒自校方式については、現地調査でいくつかの場所を候補場所とし、教育活動になるべく影響が少なく、建築上も課題が少ない方法で検討した。

③給食室の候補場所によっては、授業のカリキュラムや体育の授業、部活動などに影響が出る可能性もある。非常に大きな課題であると認識しているが、既存施設を移設してまで、自校方式でやるべきなのか、現場にどの程度影響があるのかということも、検討していかなければならないと思う。現場の意見を大切にしながら進めていただきたい。【特】

④給食室設置候補場所が学校敷地の奥の方となっている場合、毎日食材の搬入車両が往来することを考えると、生徒の安全面に不安がある。【連】

⑤グラウンドの端が給食室設置候補場所となっているが、部活動の活動場所が確保できなくなり、安全面に心配がある。現在も部活動で使用する際、安全面に注意しており、これ以上狭くなるのは心配である。【連】

⑥技術室を移設する場合、移設先や工事期間中の授業について心配している。平成 31・32 年度には技術科の全国規模の研究大会も予定されており、一斉に研究に取り組む時期であり、支障が出ないか懸念している。

【連】

⑦給食室建設に伴う課題を解決するための方策はあるか。【連】

⇒多少なりとも解決策のあるものと実際に解決が難しいと思われるものがある。例えば、グラウンドを給食室設置候補場所としている場合、その分グラウンドが狭くなってしまい、解決は難しい。

⑧学校施設すべてを建て直すのであれば、生徒にとっては適切な方式であると考えられるが、現状の施設等に給食室を建設する今回の場合、最も困難であると思われる。【中学校長】

⑨整備が困難な学校が多いため、実現は難しいと考えられる。【小学校長】

⑩建設に伴う課題を見ても、「移設」「撤去」が多い。「移設」では、移設先や方法等が不明確であり、「技術室」や「図書室」など、教科指導に直結する場所については、空白の時間を作ることはできない。また「撤去」でも同様に根拠が不明確である。普段使用していない場所であっても、実習や実技、部活動等で使用される場所であり、生徒の活動範囲が削られることになる。【中学校長】

センター方式

- ①工業系用途地域の土地を購入する場合、土壌汚染が見られる事例が多いので、そういったリスクも含めて検討した方が良い。【推】
- ②センター方式の一番の課題は土地の取得ではないかと思っている。【特】
- ③導入にあたり、給食施設や設備の増改築工事による学習活動への影響が少ない。【養護教諭】

親子方式

- ①工夫して熱風消毒保管庫を設置する想定をしているようだが、実際に設置することができるのか。【連】
⇒今設置してある他のものを調整した上で設置スペースを確保することになるかと思う。
- ②常葉中学校について、諏訪小学校と組み合わせができない理由は。【連】
⇒諏訪小学校はドライシステムの給食室で部屋が区分されているため、回転釜を増やすのが難しく、常葉中学校の分を作るのは難しいとの判定になった。
- ③親子方式の場合、現在の提供食数よりもかなり多くの食数を作ることになり、釜の数や食材保管のための冷蔵庫などが不足する。洗浄、乾燥、保管の場所など、施設の拡充が必要になると思う。【連】

3 給食開始までの期間

【報告書記載内容】

自校方式	各年度に整備できる校数による。 (5校ずつの場合、平成32年度～36年度に開始)
センター方式	用地確保の状況、事業手法による。 (用地確保の時間を除けば、最短で平成32年度に開始)
親子方式	各年度に整備できる校数による。 (5校ずつの場合、平成32年度～36年度に開始)

【関連する意見等】

センター方式

- ①新たに土地を探して購入することと、持っている土地を売却せずに使用することは、費用面の考え方でいえば、同じであると考えられる。ただし、実現にかかる期間という点で違いはある。【専】

②センター方式について、新たな土地を購入する場合、場所の選定、用地交渉などの手順に要する期間が、中学校完全給食の実現を要望している方々が待てる期間にはならないのではないかと思います。なお、旧平作小学校は市有地であり、用地取得費がかからない。建築基準法第48条ただし書の手続きは、適切な理由を示すことができれば、可能性はあると考えている。【専】

4 全校への提供時期

【報告書記載内容】

自校方式	全校同時整備が難しいため、各学校で開始時期が異なる。
センター方式	給食センターの箇所数によるが、全校で同年度に開始できる可能性が高い。
親子方式	全校同時整備が難しいため、各学校で開始時期が異なる。

【関連する意見等】

全般

- ①自校方式、親子方式で、給食開始時期が学校によって異なると、学校選択制で選択可能な場合、給食を実施している学校に行かせたいと考えるのではないかと。【連】
- ②自校方式や親子方式でも、公民連携で民間がまとめて整備する、または運営まで行うのであれば、毎年5校ずつではなく一斉に整備できる可能性もあるので、その方向性も優先的に検討いただきたい。【特】

自校方式

- ①全校一斉の提供開始は困難である。【小学校長】

センター方式

- ①各校統一した実施方式で、かつ開始時期に差がない導入を考慮すると、予算面から最も現実的である。【養護教諭】

5 ドライシステム*

【報告書記載内容】

自校方式	ドライシステムで整備する。
センター方式	ドライシステムで整備する。
親子方式	既存のドライシステムでない給食室を改修・増築する。

*ドライシステム

床に水が落ちない構造の施設・設備、機械器具を使用し、床が乾いた状態で作業するシステムのこと。学校給食衛生管理基準では、ドライシステムの導入に努めることとされている。

【関連する意見等】

全般

- ①学校給食は安心・安全であることが第一である。献立作成や使用食材の選定、衛生管理はもちろんだが、食物アレルギーを有する児童生徒が増加している現在、アレルギー対応の調理ができるドライシステムの調理場を希望する。【栄養教諭等】

親子方式

- ①親子方式で実施する場合に、増床だけではなく、ドライ化するとさらに費用が増加する。後々、ドライ化した方が衛生管理基準を満たすので良いという話になると費用が増えるので、各検討組織にドライ化しないことを明示した方が良い。【特】
- ⇒給食室をドライ化すると、単に表面の仕上げ等が変わるだけではなく、新しい衛生管理基準に基づき部屋の区分などが必要となる。これに伴い、さらに面積が必要となり、改修や増築の費用が高くなる。ドライ化が困難であるということは、伝えたいと考えている。
- ②親子方式の場合、ドライシステムではない給食室を改修することになるので、衛生管理の評価が低くなっているが、小学校では現行の基準を満たしていないが、ドライ運用という形でその基準に近づけるべく、努力をしている。【連】

6 小学校への影響

【報告書記載内容】

自校方式	影響がない。
センター方式	影響がない。
親子方式	・小学校の給食室で調理するため影響がある。 ・工事期間中、小学校の給食提供に支障が出る可能性が高い。

【関連する意見等】

自校方式

- ①中学校で調理員を確保するために、小学校調理員の人事等に大きな影響が及ぶことが懸念される。【小学校長】

センター方式

- ①今給食を食べている児童や現場で働いている調理員、栄養教諭・学校栄養職員に影響が出ないためにはセンター方式が良い。【その他学校】

親子方式

- ①親子方式の場合、小学校敷地内の車両運搬経路が心配である。車両の台数が増えるため、児童の登下校の時間帯における安全面の配慮が必要である。【連】
- ②小学校給食室の工事の際、小学校の給食が止まる期間があるとのことだが、その間の児童の昼食はどうするのか。【連】
⇒弁当持参か、事業者からの弁当提供等の対応策が考えられる。現在の想定では夏休み中に工事を行っても、2カ月程度は給食の提供ができなくなる。
- ③小学校給食室の工事期間中の児童への給食提供や安全管理に支障が出る恐れがある。【小学校長】
- ④運搬用の大型車両の出入りが増えることで、校内外での事故等のリスクが考えられ、児童の安全に支障が出る恐れがある。また、児童の下校時間と食器等の回収による運搬用の大型車両の出入りが重なると、事故のリスクが増える。【小学校長】
- ⑤調理員の増員による人員管理や異物混入、食中毒等の事故対応等が全て親校となる小学校の負担となる恐れがある。【小学校長】
- ⑥小学校において職員のサービス管理・監督が現在以上に必要となり、学校運

営上大きな負担となることが予想される。【小学校長】

⑦食数の管理等の事務負担が増える。【小学校長】

⑧栄養教諭・学校栄養職員、調理員ともに、小中学校間の連携が必要となるが、学校行事や休校等で小中学校の給食実施日が異なる場合の対応や調理員の勤務のあり方など、運営面、安全管理面等に課題がある。【小学校長】

⑨親子方式の場合、小学校との調整が必要となることが考えられる。調整をするのは、管理職（教頭）同士になることが予想されるが、教頭職は多忙であり、負担が心配である。【中学校長】

7 建築基準法上の用途

【報告書記載内容】

自校方式	給食室の用途は学校となる。
センター方式	用途は工場となるため、原則工業系用途地域に建設する必要がある。他の用途地域に建設する場合は、建築基準法第48条ただし書の許可を得なくてはならない。
親子方式	他の学校に給食を提供する場合、給食室部分の用途は工場になる。そのため、建築基準法第48条ただし書の許可を得なくてはならない。

【関連する意見等】

全般

①センター方式と親子方式に関して、建築基準法第48条ただし書の許可は、公聴会や周辺住民への説明会が必要となる。食材搬入・配送の関係で車両台数が増えることや臭いなどの課題があるので、周辺住民の理解を得なければならない。【推】

②建築基準法第48条ただし書で建築制限を解除し、工業専用地域、工業地域、準工業地域以外に建設できるようにしたという事例があるが、ただし書によりどこにでも建設できるわけではなく、慎重に扱うべきである。【推】

8 既存遡及（単体規定）*

【報告書記載内容】

自校方式	別棟増築となるため、既存遡及はない。
センター方式	新築となるため、既存遡及はない。
親子方式	既存校舎について、増築する場合は既存遡及される。また、改修する場合でも給食室の用途が工場に変更となることによる既存遡及はある。

* 既存遡及（単体規定）

建築時には適法に建てられた建築物であっても、その後、法令の改正等によって現行法に対して不適格な部分が生じた場合、該当の建築物に対して増築等を行う際は、既存の部分についても遡及され、原則として不適格部分について改修等の対応が必要となる。

【関連する意見等】

親子方式

①小学校の給食室を増築する場合、給食室がある校舎は古いため、既存校舎の構造に対して制限がかかる。また、既存校舎の構造を現行基準に合わせなければならなくなるが、それが構造的な面からできない可能性もある。増築なしの場合でも、校舎内の耐震壁を抜いて空き教室とつなげるような工事があれば、既存校舎の構造に問題がないか精査する必要がある。このように、親子方式には様々な問題がある。【専】

9 提供時間

【報告書記載内容】

自校方式	調理から喫食までの時間が最も短い。
センター方式	調理から喫食までの時間は自校、親子方式よりも長い。
親子方式	調理から喫食までの時間は自校方式より長くなる。

【関連する意見等】

自校方式

①現在小学校は自校方式だが、児童の食べる時間に合わせて作っていくため、調理から喫食までの時間が他の方式と比較して最も短い。【連】

親子方式

- ①小学校と中学校は時程も違うので、食事を提供するまでの時間が、あまり空くようだと安全面に影響するのではないか。【連】

10 適温提供

【報告書記載内容】

自校方式	調理後すぐに喫食できるため、適温での提供は可能である。
センター方式	保温、保冷に優れた食缶を使用することにより、適温での提供は可能である。
親子方式	保温、保冷に優れた食缶を使用することにより、適温での提供は可能である。

【関連する意見等】

全般

- ①保温、保冷に優れた食缶であれば、2時間以上状態が維持できるのか。

【連】

⇒保温食缶を使用した場合、かなりの時間、比較的高い温度が維持できる。

11 配送時のリスク

【報告書記載内容】

自校方式	配送がないため、リスクはない。
センター方式	配送を伴うため、事故等により提供が遅れるリスクがある。
親子方式	・配送を伴うため、事故等により提供が遅れるリスクがある。 ・配送距離が短いため、センター方式よりはリスクが少ない。

【関連する意見等】

自校方式

①交通事情等による配送の遅れや誤配送のリスクがない。【養護教諭】

センター方式

①単純計算では、1台で2校配送することになるが、調理後2時間以内の喫食を目指すには、どのような組み合わせや配送ルートを設定するかが重要だと思う。【特】

②積み下ろしに10分前後の時間はかかるイメージを持っているが、遠い距離の学校が2カ所目の配送先となる場合、1時間程度の配送時間がかかるのではないかと懸念している。【特】

⇒調理後2時間以内の喫食を目指すにあたり、配送時間が懸念される学校については、1台で1校に配送する形もあると考えている。

③配送時間がかかること、事故のリスクがあることなどが課題として考えられる。【小学校長】

12 衛生管理等

【報告書記載内容】

自校方式	各校ごとに管理を徹底する必要がある。
センター方式	調理場数が少ないため、統一的な管理が行いやすい。
親子方式	各校ごとに管理を徹底する必要がある。

【関連する意見等】

全般

①衛生管理について、センター方式は施設数が少ないため管理しやすいとの評価があるが、1カ所の人員は多い。自校、親子方式は施設数は多いが、1カ所の人員は少ないため、管理しやすい側面もある。【特】【連】

13 食中毒発生時の影響

【報告書記載内容】

自校方式	食中毒等が発生した場合、被害は最小限（1校）で済む。
センター方式	食中毒等の被害が発生した場合、対象校全体にリスクが及ぶ可能性がある。
親子方式	食中毒が発生した場合、被害は自校方式よりやや大きくなる。

【関連する意見等】

全般

①食中毒発生時の影響について、他都市で発生したような食材由来の食中毒は想定しているか。共通の食材を使用するのであれば、原因究明という点では、センター方式の方が容易となる場合もある。【推】

⇒他都市で発生したような食材由来の食中毒は想定していない。自校方式でも共通の食材を使用する場合、食材由来の食中毒が起これば、被害は大規模なものとなる。

自校方式

①食中毒などの影響を最小限に抑えることができ、原因究明がしやすい。

【養護教諭】

センター方式

①食中毒や異物混入が発生した場合、全ての中学校で対応しなければならない（センター1カ所の場合）。また、関わる生徒、教職員が多数となる。【小学校長】【養護教諭】

14 献立、調理工程など

【報告書記載内容】

自校方式	調理食数が少なく、配送がないため、献立作成や調理工程（手作り、麺類の提供など）について制限を受けにくい。
センター方式	調理食数が多く、配送対象校も多いため、献立作成や調理工程（手作り、麺類の提供など）について制限を受ける可能性がある。
親子方式	自校方式と比較すると食数が多く、配送もあるため、制限を受ける可能性はある。

【関連する意見等】

センター方式

①献立作成に制限を受けるのではないかとと思われる。【小学校長】

親子方式

①現在の回転釜の容量は180リットルだが、毎日350食炊くのは、現場の調理員としては非常に厳しい作業となる。【特】【連】

②食数が大幅に増えるので、施設・設備面の現状を改善する必要がある。また、作業工程等についても十分検討する必要がある。【調理員】

③自校方式とは作業工程も異なるので、調理員の配置人数について、検討が必要である。【調理員】

④自校献立等で、生活科で作った野菜等を食材にすることができているが、そういったことも難しくなるのではないかと。【小学校長】

15 食物アレルギー対策

【報告書記載内容】

自校方式	アレルギー専用コーナーでの対応が可能である。また、食数が少ないこと、校内であるため情報は共有しやすい。
センター方式	・アレルギー専用室での対応が可能である。 ・対象者や対象校が多いこと、学校と距離が離れていることから、自校方式と比較して情報共有が難しい。
親子方式	・既存の給食室で対応するため、アレルギー対策を充実させることは難しい。 ・小学校と中学校間での綿密な情報共有が必要となる。

【関連する意見等】

全般

- ①自校方式であればある程度個別対応をしやすいと思うが、親子方式やセンター方式の場合、細かい個別対応はしにくいのではないかと。【特】
⇒現在、学校現場にお願いしているのは、絶対に事故は起こさないということであり、中途半端なことはやらないようにしている。そういった部分では、今の小学校の給食でのアレルギー対応は全員には対応できていないという答えになってしまう。ただし、他都市の事例等では、新たに給食室、給食センターを作る場合、アレルギーについて配慮できるような専用の調理スペースを作り、人員を配置するなどして対応している事例があるので、新たな施設を作るときには、対応が今よりも一歩進む可能性はあるかと考えている。
- ②アレルギー対応することはコストもリスクも増大するので、アレルギー対応をしないという選択肢もありうると思う。間違いが起こってはいけないので、まったく対応しないか、ある程度きっちりと線を引いてそこまでの対応とするか、どちらかではないかと思うがいかがか。【特】
⇒教育委員会の基本方針、行動計画にも記載したが、なるべく給食をみんなで楽しく食べてほしいという思いが根底にある。しっかりと細かい情報を本人、家庭に提供しながら、事故が起こらないように、しかしなるべく給食は食べられるように、そういう線引きをして、対応していきたいと考えている。

自校方式

- ①食物アレルギーの事故防止の観点から考えると、日常から顔が見える関

係や情報管理のしやすさ、誤配送のリスクが少ないという点で、自校方式が一番望ましいという意見が多い。【連】

- ②食物アレルギー対応について、家庭と学校や関係職員の連携が図りやすく、情報の共有や管理がしやすい。小学校での対応方法を引き継ぐことができる。【養護教諭】
- ③給食に関わる職員が食物アレルギーを有する生徒を直接知ることができ、誤配食等のリスクが軽減される。また、対応する生徒数が限られ、発注や配送の工程が少なく、事故リスクが軽減される。【養護教諭】
- ④食物アレルギー発症が疑われる状況が発生したときに、原因究明がしやすい。【養護教諭】
- ⑤日常の食物アレルギー対応を、給食以外の場面（調理実習や校外学習）でも活用することができる。【養護教諭】

センター方式

- ①現在、小学校ごとに食物アレルギーについて対応できる範囲に違いがあるが、センター方式により対応ができる範囲が広がれば、給食を提供できる子どもが増え、市で統一した対応をとることができる。【連】
- ②食物アレルギー対応の方法が整備され、市で統一した基準で対応ができる。【養護教諭】
- ③食物アレルギーに対応する職員の配置や専用調理室の設置等が、他の方式に比べて整備できる可能性が高い。【養護教諭】
- ④複数の食物アレルギーに対応できる。【養護教諭】

親子方式

- ①食物アレルギーなどについて、親子方式では非常に綿密に小学校と中学校で連携していかないと大きな事故につながるのではないかと危惧している。【連】
- ②小学校から中学校へ、食物アレルギーの対応をそのまま引き継ぐことができる。【養護教諭】
- ③親子方式のメリットは小中学校が連携して食物アレルギーなどについて、継続して対応できる点だと考えていたが、必ずしも連携している小中学校同士で組み合わせることができないのであれば、そのメリットが活かされないと感じた。【連】
- ④栄養教諭・学校栄養職員が全校配置されていない中で食物アレルギーへの対応に万全を期すことができるか危惧している。また、栄養教諭・学